

認証契約日	2007年7月19日
認証日	2020年11月6日
認証番号	J I O 4 0 7 0 0 1
日本産業規格の番号	S 2120
品名（製品名）	ガス栓（ねじガス栓）
認証取得者の氏名又は名称及び住所	アサヒ精機株式会社 代表取締役 寺本善雄 愛知県名古屋市中川区笈瀬町1-35
認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地	本社工場 愛知県名古屋市中川区笈瀬町1-35
産業標準化法第30条第1項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項	1) 認証マーク 2) 認証機関の略称 3) 認証番号 4) ガス出口側のねじの呼び 5) 製造年月の略号 6) 製造事業者の略号 7) 弾性材の有無及び本体と栓との組合せによる区分記号 8) 日本産業規格の番号
産業標準化法第30条第1項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項の表示方法	1) 製品每本体にシール貼付 2) 製品每本体にシール貼付 3) 製品梱包毎に印刷 4) 製品每本体に鋳出し 5) 製品每本体に鋳出し 6) 製品每本体に鋳出し 7) 製品每本体に鋳出し 8) 製品梱包毎に印刷
認証に係る法の根拠条項	産業標準化法第30条第1項
備考（形式名）	TS-25A

認証契約日	2007年7月19日
認証日	2022年7月19日
認証番号	J I O 4 0 7 0 0 1
日本産業規格の番号	S 2120
品名（製品名）	ガス栓（ねじガス栓）
認証取得者の氏名又は名称及び住所	アサヒ精機株式会社 代表取締役 寺本善雄 愛知県名古屋市中川区笈瀬町1-35
認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地	本社工場 愛知県名古屋市中川区笈瀬町1-35
産業標準化法第30条第1項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項	1) 認証マーク 2) 認証機関の略称 3) 認証番号 4) ガス出口側のねじの呼び 5) 製造年月の略号 6) 製造事業者の略号 7) 弾性材の有無及び本体と栓との組合せによる区分記号 8) 日本産業規格の番号
産業標準化法第30条第1項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項の表示方法	1) 製品每本体にシール貼付 2) 製品每本体にシール貼付 3) 製品梱包毎に印刷 4) 製品每本体に鋳出し 5) 製品每本体に鋳出し 6) 製品每本体に鋳出し 7) 製品每本体に鋳出し 8) 製品梱包毎に印刷
認証に係る法の根拠条項	産業標準化法第30条第1項
備考（形式名）	TCR-50A

認証契約日	2007年7月19日
認証日	2023年10月15日
認証番号	J I O 4 0 7 0 0 1
日本産業規格の番号	S 2 1 2 0
品名（製品名）	ガス栓（ねじガス栓）
認証取得者の氏名又は名称及び住所	アサヒ精機株式会社 代表取締役 寺本善雄 愛知県名古屋市中川区笈瀬町1-35
認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地	本社工場 愛知県名古屋市中川区笈瀬町1-35
産業標準化法第30条第1項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項	1) 認証マーク 2) 認証機関の略称 3) 認証番号 4) ガス出口側のねじの呼び 5) ガスの流れ方向の矢印 6) 製造年月の略号 7) 製造事業者の略号 8) 弾性材の有無及び本体と栓との組合せによる区分記号 9) 日本産業規格の番号
産業標準化法第30条第1項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項の表示方法	1) 製品每本体に鋳出し 2) 製品每本体に鋳出し 3) 製品梱包毎に印刷 4) 製品每本体に鋳出し 5) 製品每本体に鋳出し 6) 製品每本体に鋳出し 7) 製品每本体に鋳出し 8) 製品每本体に鋳出し 9) 製品梱包毎に印刷
認証に係る法の根拠条項	産業標準化法第30条第1項
備考（形式名）	G-MU25

認証契約日	2007年7月19日
認証日	2024年8月18日
認証番号	J I O 4 0 7 0 0 1
日本産業規格の番号	S 2120
品名（製品名）	ガス栓（ねじガス栓）
認証取得者の氏名又は名称及び住所	アサヒ精機株式会社 代表取締役 寺本善雄 愛知県名古屋市中川区笈瀬町1-35
認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地	本社工場 愛知県名古屋市中川区笈瀬町1-35
産業標準化法第30条第1項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項	1) 認証マーク 2) 認証機関の略称 3) 認証番号 4) ガス出口側のねじの呼び 5) 製造年月の略号 6) 製造事業者の略号 7) 弾性材の有無及び本体と栓との組合せによる区分記号 8) 日本産業規格の番号
産業標準化法第30条第1項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項の表示方法	1) 製品每本体にシール貼付 2) 製品每本体にシール貼付 3) 製品梱包毎に印刷 4) 製品每本体に鋳出し 5) 製品每本体に鋳出し 6) 製品每本体に鋳出し 7) 製品每本体に鋳出し 8) 製品梱包毎に印刷
認証に係る法の根拠条項	産業標準化法第30条第1項
備考（形式名）	TS-32A